

大阪の継続的なにぎわい創出・発信事業の実施に係る 企画・運営等業務委託企画提案公募要項（公募型プロポーザル）

2025年大阪・関西万博（以下、「万博」という。）開催期間中には、国内外から多くの方々が大阪を訪れ、万博会場のみならず、街全体ににぎわいをもたらしました。来たる2030年の大阪IRの開業も見据え、万博閉幕後も、この盛り上がりを持続させ、大阪のさらなる成長につなげていくためには、引き続き、大阪の魅力を創出し、磨き上げ、発信し、集客していくことが重要です。

大阪ににぎわい創出発信事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）では、今後も大阪が国内外の観光客から選ばれる都市になるよう、万博のインパクトやレガシーを継承するとともに、注目度や集客力の高い魅力的なコンテンツを創出・発信し、大阪を代表するコンテンツにまで育て上げることで、都市魅力や都市ブランドの強化を図ることとしています。

本事業は、万博閉幕後の大阪のにぎわいを途切れることなく持続させるため、より早期に企画検討を始め、会場や出演者調整等の事前準備に取りかかる必要があることや、新たに創出するコンテンツの定着には時間を要し、かつ継続性が重要であること等から、令和7年度から令和10年度までの4か年事業として実施します。

実施にあたっては、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

※大阪ににぎわい創出発信事業実行委員会構成団体：大阪府、大阪市、大阪商工会議所、公益財団法人大阪観光局

Ⅰ 業務名称

大阪の継続的なにぎわい創出・発信事業の実施に係る企画・運営等業務委託

（1）業務の目的

万博後も引き続き、インバウンドを含む観光客に選ばれ、来阪していただくため、魅力的なコンテンツを創出・発信し、都市ブランドの強化や集客を図り、ひいては地域の活性化につなげることを目的としています。

（2）業務概要

別紙「大阪の継続的なにぎわい創出・発信事業の実施に係る企画・運営等業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

（3）契約期間

契約締結日から令和11年3月30日（金曜日）まで

（4）契約上限金額

4年総額 1,791,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

<各年度の上限額>

令和7年度：0円

令和8年度：597,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

令和9年度：597,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

令和10年度：597,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

（5）その他

コンテンツの実施場所及びコンテンツの内容等については、提案内容をもとに、実行委員会と協議・調整の上、決定します。その際、予算の範囲内で、実行委員会が企画するプログラムの実施等を求めることがあります。

2 スケジュール

令和7年11月 5日(水曜日)	公募開始
令和7年11月11日(火曜日)午前11時から	説明会開催
令和7年11月18日(火曜日)午後5時まで	質問受付締切
令和7年12月15日(月曜日)正午まで	提案書類提出締切
令和7年12月20日(土曜日)	選定委員会(プレゼンテーション審査)
令和7年12月下旬頃	契約締結・業務開始
令和11年3月30日(金曜日)	業務終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下、「共同企業体」という。)であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと

(7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者

(8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと

4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要項の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和7年11月5日（水曜日）から令和7年12月12日（金曜日）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。）

イ 配布場所及び受付場所

大阪にぎわい創出発信事業実行委員会事務局

住 所：大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）37階

大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課内

電話番号：06-6210-9302

（大阪府咲洲庁舎の地図）



ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課ホームページ（※）からダウンロードできます。（郵送、メール等による配布は行いません。）

（※）ホームページ URL

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070080/miryokuzukuri/nigiwaibosyuu.html>

エ 受付期間

令和7年11月12日（水曜日）から令和7年12月15日（月曜日）正午まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。）

オ 提出方法

書類は、4(1)イ「配布場所及び受付場所」に持参してください。

(郵送、メール等による提出は認めません。)

※持参の際は、事前にお電話にてご連絡ください。(電話番号:06-6210-9302)

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて提案事業者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 企画提案応募申込書(様式1:正本1部)

イ 企画提案書表紙(様式2-1:正本1部、様式2-2:副本20部)及び
企画提案書(様式3:正本1部、副本20部)

ウ 応募金額提案書(様式4:正本1部、副本20部)

エ 業務実績申告書(様式5:正本1部、副本20部)

オ 共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書(様式6:1部)

②共同企業体協定書(写し)(様式7:1部)

③委任状(様式8:1部)

④使用印鑑届(様式9-1:1部)※代表構成員が代表取締役の場合
使用印鑑届(様式9-2:1部)※代表構成員が受任者の場合

カ 誓約書(参加資格関係)(様式10:1部)

キ 誓約書(暴力団関係)(様式11:1部)

【添付書類】(正本1部を提出してください。共同企業体は全ての構成員分を提出してください)

ク 定款又は寄付行為の写し(1部、3ヶ月以内の日付で原本証明をしたもの)

ケ ①法人登記簿謄本(1部)

・法人の場合に提出してください。

・発行日から3ヶ月以内のもの(コピーは不可)

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書(1部)

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3ヶ月以内のもの(コピーは不可)

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明(1部)

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3ヶ月以内のもの(コピーは不可)

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

コ 納税証明書(各1部、未納がないことの証明:発行日から3ヶ月以内のもの。コピーは不可)

①大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書

・大阪府内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

サ 財務諸表の写し(2部:最近3カ年のもの、半期決算の場合は6期分)

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

※有価証券報告書提出会社については、上記①～③に加えて、キャッシュフロー計算書および注記も提出してください。

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了承ください。なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします(共同企業体構成員として参加する場合を含む)。

イ 応募書類はカラーとモノクロのどちらでも可とします。また、副本については、提案者名及び提案者が特定できる情報(代表者、社章、所在地、電話番号等)を黒塗りする等して、提出してください。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類のうち様式1～5については電子媒体(USBメモリ等)での提出もお願いします。

エ 「正本」の表紙及び背表紙には提案業務タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>「大阪の継続的なにぎわい創出・発信事業の実施に係る企画・運営等業務委託」提案書
株式会社〇〇(団体名)

オ 書類提出後の差し替えは認めません(実行委員会が補正等を求める場合を除く)。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

キ 既に発表済の既存事業や国や地方公共団体等から補助金等を受けて実施する事業と、本業務とを合体させた提案については審査の対象としません。必ず、本業務オリジナルの提案としてください。

5 提案を求める事項

(1) 国内外から来阪する目的となるような魅力的なコンテンツの創出・実施について

本事業では、大阪 IR の開業も見据え、万博期間中の盛り上がりが一過性のものとならないよう、そのインパクトやレガシーを継承するとともに、注目度並びに集客力の高い魅力的なコンテンツを創出・発信し、大阪を代表するコンテンツにまで育て上げることとしています。

提案にあたっては、現在、大阪府・市が策定を進めている成長戦略「Beyond EXPO 2025」骨子案を踏まえることとし、特に「世界水準のエンタメ」や「食」、「ナイトコンテンツ」に係る企画を含めた上で、以下のとおり新たなコンテンツの企画を提案してください。

● 新たなコンテンツの企画

・国内外の方々を魅了する注目度並びに集客力の高い企画を提案してください。

なお、大阪の新たな魅力となるよう、これまでにないような新規性や独創性のある企画を重視します。

・大阪府・市等で取り組んでいる集客・周遊促進事業「大阪来てな!キャンペーン」や「大阪にぎわい創出事業」において、過去に実施したことのあるコンテンツは、審査基準のうち「新規性」の項目では評価しません。実施状況については、次のホームページを参照してください。

(参考) 大阪来てな!キャンペーン <https://osaka-kitena.jp/>

(参考) 大阪にぎわい創出事業 <https://osakanigiwai.com>

・企画提案にあたっては、幅広く検討の上、設定するカテゴリーごとのコンテンツの内容について、詳しく示してください。

・なお、カテゴリーの設定にあたっては、以下を必ず含めること。コンテンツの数は問いません。

①エンターテインメント

②食 ※ より新しい企画を求める趣旨から、食に関するコンテンツは、過去に「大阪来てな!キャンペーン」で実施したことのある事業については提案しないこと。

③ ナイトコンテンツ

④ ①～③以外

● コンテンツごとの選定理由や将来展望

- ・提案に至った理由や当該コンテンツの今後の発展見込み、提案者やコンテンツホルダーの将来的な関与について、根拠を含め、提案してください。

● 集客見込み等

- ・コンテンツごとの想定集客数やその効果等を、根拠を含めて提案してください。

● 実施計画

- ・コンテンツごと（必要に応じて全体）に、事業期間中にどのように磨き上げ、定着させていくのか、年度ごとの事業計画と4か年トータルの事業計画を示してください。なお、複数年契約であるメリットを活かし、次年度以降のコンテンツ実施に係る会場確保、アーティスト等の出演交渉、事前準備なども事業計画の一部に組み込むこと。
- ・実施にあたって連携する民間事業者や自治体、その連携策についても提案してください。
- ・令和11年度以降の展開についても補足してください。

※コンテンツあたりの提案上限金額の目安は100,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）程度としてください。なお、会場費についても当該金額に含むものとします。

※コンテンツの実施会場は、大阪市内外で幅広く検討・提案してください。

※プロモーションについては、別途5(2)にて提案することとし、これに係る経費はプロモーション経費として計上してください。

(2) 国内外へのプロモーションの実施について

創出するコンテンツを大阪の新たな魅力としてどのように国内外に発信していくのか、プロモーション計画を策定し、提案してください。

● 5(1)で提案した新たなコンテンツ等の情報発信

- ・新たなコンテンツをはじめとする大阪の魅力を国内外の方々に届けるためのプロモーション手法、期間、使用媒体等について提案してください。特に、海外からの観光客に向けて直接訴求できる手法や工夫については、具体的に提案してください。
- ・コンテンツごとに想定されるターゲット層に対し、効果的かつ効率的に訴求できるような手法や工夫を示してください。

● 長期スパンの広報計画

- ・複数年事業であるメリットを活かした、長期的かつ継続的な広報計画を策定し、提案してください。（年度ごとの広報計画と長期的な広報計画の両方を提案すること。）

● その他

- ・定期的にコンテンツの認知度や観光客のニーズを把握し、分析するための手法について提案してください。また、その調査・分析結果と広報実績を照合し、以降の広報計画にどのように反映させるのかを併せて示してください。
- ・自社の広報展開に加え、国内外の多様なメディアに取り上げられる工夫を提案してください。特に、海外のメディア等に取り上げられる工夫を提案してください。

(3) 運営体制等について

複数年に及ぶ事業期間での業務実施にあたり、以下のとおり、運営体制を具体的に提案してください。

● 具体的な運営体制

- ・事業実施にあたって、確実に業務を履行するための運営体制（提案者以外の関係者等を含む）を、提案者との関係性を含めて示してください。

- ・事業を運営する事務局について、設置場所やその体制、運営手法等を提案ください。
- ・過去の類似事業に係る実績等も示してください。(様式5で示してください)
※過去の類似事業に係る実績等については、共同企業体で応募する場合には構成員単位で示していただいても構いません。

(4) 共通の留意事項

- ・実施するコンテンツは、無料・有料を問いません。ただし、来阪目的となり得るコンテンツの創出をめざすことから、起用するアーティストやコラボするイベント、アニメやゲーム等のキャラクター等については、有料でも集客が図ることができるレベルのものを選定するなど、コンテンツの内容や質を担保してください。
- ・複数年事業であることを意識し、例えば、一定期間での継続開催や、毎年同時期に開催する等といった定期開催など、コンテンツの定着に有効な効果的な企画となるよう検討してください。
- ・実施場所や期間の提案にあたっては、施設等の空き状況を確認し、実現可能な提案としてください。ただし、提案時点での予約(押さえ)は不要です。
- ・幅広く事業を展開するため、交通や旅行系等の関係事業者、地元自治体・団体等との連携も検討してください。
- ・契約締結後、実施するコンテンツやプロモーション等について、大阪府と観光分野で包括連携協定を結んでいる観光事業者と連携し、助言を適切に反映した取組を実施してください。
- ・プログラムの実施場所及びプログラムの内容等は、提案内容をもとに、実行委員会と協議の上で決定します。

6 説明会

本業務に関する説明会を開催します。提案予定者は可能な限り参加してください。

(1) 開催日時

令和7年11月11日(火曜日) 午前11時から(受付開始 午前10時30分)

(2) 開催場所

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)41階共用会議室2

- ・Osaka Metro 中央線「コスモスクエア駅」下車、南東へ約 600 メートル
- ・Osaka Metro 南港ポートタウン線「トレードセンター前駅」下車、ATC ビル直結約 100 メートル
- ・ご来庁の際は公共交通機関をご利用ください。

(大阪府咲洲庁舎の地図)



(3) 申込方法

参加希望者は、説明会参加申込書(様式12)を、電子メールにて以下までお申し込みください。

※件名に「【(団体名)】「大阪の継続的なにぎわい創出・発信事業の実施に係る企画・運営等業務委託 説明会申込」と明記してください。

※メールアドレス: osakanigiwai01@gbox.pref.osaka.lg.jp

ア 電子メール送信後、必ず電話連絡（電話番号：06-6210-9302）をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。）

イ 備考

- ・出席者は2名以内としてください。
- ・口頭、電話による申し込みは受け付けません。
- ・本公募要項等資料は各自で持参ください。
- ・障がい等により配慮を希望される方は事前にご相談ください。
- ・説明会では質問を受け付けません。質問がある場合は下記「7 質問の受付」の方法により提出してください。

(4) 説明会への申込期限

令和7年11月10日（月曜日）午後5時まで

7 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和7年11月18日（火曜日）午後5時まで

(2) 提出方法

質問票（様式13）により、電子メールで受け付けます。

その際、件名に「【（団体名）】大阪の継続的なにぎわい創出・発信事業の実施に係る企画・運営等業務委託 質問」と明記してください。

メールアドレス：osakanigiwai01@gbox.pref.osaka.lg.jp

ア 電子メール送信後、必ず電話連絡（電話番号：06-6210-9302）をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。）

イ 電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。

ウ 質問への回答は大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課ホームページ（※）に掲示し、個別には回答しません。（電話等による問い合わせにも回答しません。）

（※）ホームページ URL

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070080/miryokuzukuri/nigiwaibosyuu.html>

8 審査の方法

(1) 審査方法

ア 8(2)の審査基準に基づき、外部有識者で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

※プレゼンテーション審査にはプロジェクター等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果、100点満点中 60点以下の場合は採択しません。なお、審査は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案事業者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容		配点
コンテンツ等の 企画・運営	提案内容	・事業趣旨や目的等を理解しているか。 ・国内外の方々を魅了し、話題性と集客力に期待できる企画となっているか。 ・カテゴリーの選択・企画提案の理由に合理性があり、発展が見込まれ、将来の展望に期待できる内容か。 ・複数年事業であることを踏まえ、コンテンツの創出から定着までを実現できるような事業計画となっているか。 ・関連する様々な民間事業者や地元自治体との連携等を見込み、大阪が一体となって取り組むことができる企画となっているか。また、大阪全体の活性化が期待できるか。	30点
	新規性	・大阪の新たな魅力になるような新規性や独創性があるか。	15点
	実現可能性	・単年度及び4か年を見越して、提案内容は実現可能で、具体性のある提案であるか。 ・企画内容のターゲット層や集客見込み、事業規模は妥当か。	15点
プロモーション	・プロモーションの手法や期間、使用媒体等は効果の高いものになっているか。また、特に海外に向け、直接的な訴求が期待できるか。 ・コンテンツごとに想定されるターゲット層に向けて効果的・効率的な広報展開となっているか。 ・複数年事業のメリットを活かした広報計画となっているか。 ・広報計画の進捗確認方法や、その確認結果を次の展開に活かす手法、工夫が効果的であるか。 ・自らの広報に加え、メディアにも取り上げられる工夫が効果的なものであるか。		20点
運営体制	・事業を確実に円滑に実施できる体制か。 ・事業実施に必要な実行力（実績やノウハウ）が期待できるか。 ・安定的な財政基盤であるか。		15点
価格点	・価格点の算定式 満点（5点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格		5点
合計点			100点

(3) 審査結果

ア 最優秀提案事業者（契約交渉の相手方）が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全提案事業者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課ホームページ（※）において公表します。応募が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

（※）ホームページ URL

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070080/miryokuzukuri/nigiwaibosyuu.html>

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点（価格点・提案金額）
- ② 全提案事業者の名称 ＊申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 ＊得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 ＊講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の提案事業者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9 契約に関する事項

(1) 手続きについて

- ア 契約交渉の相手方に選定された者と実行委員会との間で協議を行い、契約を締結します。
- イ 契約金額の支払いについては、各年度精算払いとします。
- ウ 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書(様式11)を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、実行委員会は契約を締結しません。
- エ 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- オ 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次の①又は②のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ① 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - ② 大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- カ 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - ① 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - ② 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8割に相当する金額による。
 - ③ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関(銀行を除く。)をいう。以下この項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - ④ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - ⑤ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - ⑥ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

キ 上記力の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

- ① この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を実行委員会に寄託しなければならない。
- ② 本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年間で2件以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、本業務を履行しない恐れがないと認められる場合。

(2) 再委託について

- ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等の重要事項について再委託することはできない。
- イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、実行委員会の承諾を必要としない。
- ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により実行委員会の承諾を得なければならない。
- エ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪府入札参加停止要綱に基づく停止措置期間中の者、又は暴力団排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(3) その他

- ア 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が暴力団排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。
- イ 本事業は、4年間の長期契約となるため、令和8・9年末に外部有識者で構成する事業者評価委員会を開催し、事業実績や進捗状況を評価する。また、令和10年度には、本事業を総評するため事業者評価委員会を開催することとしている。なお、令和8・9年末に実施する事業者評価委員会においては、受注者の事業実績や業務の進捗状況を踏まえ、当該受注者に継続して委託することが適当でないと事業者評価委員会が判断した場合、その評価内容を踏まえ、実行委員会は、業務委託契約書の規定にかかわらず、契約を解除できるものとする。評価の基準については別途定める。

10 その他

応募提案にあたっては、「大阪にぎわい創出発信事業実行委員会公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得」を熟読し遵守してください。

【別記】

特 記 仕 様 書

I 妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務

- (1) 受注者は、契約の履行にあたって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、実行委員会及び管轄警察署への報告を行わなければならない。
- (2) 報告は、不当介入報告書により、速やかに、実行委員会及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告書を各々提出するものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (4) 報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

II 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により実行委員会に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により実行委員会に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

（秘密の保持）

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（教育の実施）

第5 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（再委託）

第6 受注者は、実行委員会の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託してはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 実行委員会は、前項の承諾をするにあたっては、少なくとも別に定める条件を付するものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第7 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、実行委員会に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

- (1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- (3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札(氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの)の着用
- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況に係る確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

(取得の制限)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 受注者は、実行委員会の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は実行委員会の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11 受注者は、実行委員会の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために実行委員会から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、実行委員会から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに実行委員会に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、実行委員会が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第13 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査及び報告)

第14 実行委員会は、受注者が契約による事務の執行にあたり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

2 受注者は、実行委員会の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに実行委員会に報告し、実行委員会の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第16 実行委員会は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第 17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより実行委員会が損害を被った場合には、実行委員会にその損害を賠償しなければならない。

第6第2項関係 実行委員会が再委託を承諾する場合に付する条件

- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1) の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、実行委員会に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、実行委員会の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4) (3) の場合、受注者は、実行委員会自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

(注) 再委託先が再々委託を行う場合以降についても、同様の条件を付すること。

第8(1)関係 個人情報管理台帳(例)

項目	内容
受託業務名	
受領年月日	
担当部局・担当者名	
個人情報記録されている媒体・数量	(例) 紙 ○○枚、光ディスク○○枚
主たる個人情報の種別	(例) 申請者の氏名・住所・電話番号
個人情報の保管場所	(例) ○○室内鍵つきロッカー
管理責任者名	
作業従事者名・所属部署	
作業場所	
作業場所からの持出しの有無	(「有」の場合、持出管理簿等を別途作成)
複写の有無	(「有」の場合、複写管理簿等を別途作成)
廃棄・返却年月日	
備考	

Ⅲ 委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項

受注者が、当該業務を履行するにあたり、他者から出向社員等を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

（取扱方針）

以下の2点については、原則禁止とする。

- (1) 基幹社員（業務責任者等）への出向社員等の受け入れ
- (2) 入札公告日から契約締結日まで、又は出向受入時において入札参加停止措置中の者からの出向社員等の受け入れ

ただし、上記(2)に関して、受注業者から、業務の安全かつ確実な引継ぎ、熟練労働者の確保、雇用の安定等のために最低限必要な出向社員等の受け入れについて、実行委員会に事前に承認願いがあれば、承認基準の全てに該当する場合は承認する。

【承認基準】

- ① 出向社員等の受入期間は最長1年間とする。
- ② 受け入れる人員数は業務従事者全体の 50 パーセント未満とする。
- ③ 労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。
(労働者の供給事業などの違法な行為を行っていないこと。)
- ④ 受注業者及び出向元（派遣元）企業が親会社・子会社の関係にないこと。
- ⑤ 出向元（派遣元）企業が大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと。

（用語の定義）

- (1) 「受注業者」とは、競争入札等により当該業務を受注した者をいう。
- (2) 「入札参加停止措置中の者」とは、次のア又はイに該当する者をいう。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (3) 「出向社員等」とは、出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員のことをいう。

ただし、当該業務に係る入札公告日又は見積書依頼日の1年以上前かつ入札参加停止措置に該当する日以前から受注業者と出向又は派遣関係が確認できる場合はこの限りでない。
- (4) 「子会社」とは会社法（平成17年法律第86号）（以下「法」という。）第2条第3号に定めるものをいう。また、「親会社」とは法第2条第4号に定めるものをいう。